

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する
規程

平成17年4月1日制定

平成18年4月1日改正

平成29年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 100,000円
- (2) 副会長 月額 10,000円
- (3) その他の理事及び監事 支給しない

(費用弁償)

第3条 理事、監事、評議員、部会委員及び委員会委員の会議出席時の費用弁償は次のとおりとする。

- (1) 日額 1,800円

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、当月分を翌月21日に口座振込みにより支給するものとする。

2 会長及び副会長が任期満了、辞職又は死亡等によりその職を離れた時はその月までの報酬を支給するものとする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償は、会議出席の都度、現金で支給するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。